

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年2月17日(木) 午前10時00分

場 所 津市芸濃コミュニティセンター 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政 ・ 2 田中 康章 ・ 3 田村 明 ・ 4 東海 光政
5 村澤 藤次 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 片岡 正春 ・ 10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己 ・ 12 海野 要 ・ 13 内藤 正敏 ・ 19 草深 みつよ
21 坂野 大徹 ・ 23 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 21 坂野 大徹・9 片岡 正春

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第7号 特定農地貸付承認申請について
議案第8号 非農地証明願について
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長 それでは第2回第1農地部会を開催させていただきます。
なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
本日の欠席委員はございません。出席委員は14名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
21番 坂野 大徹委員、9番 片岡 正春委員、よろしくをお願いします。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。
事務局をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は19,694㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

3ページから8ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は54,271.61㎡で、その内訳は田が45,594㎡、畑が8,066.61㎡、他（雑種地）が611㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

9ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
番号1、駐車場用地
番号2、一般個人住宅用地
でございます。
以上、件数は2件、合計面積は934㎡で、すべて畑でございます。

10ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、長屋住宅用地
番号2、放課後デイサービス用地
番号3、進入道路用地
番号4、共同住宅用地
番号5、番号6、駐車場用地

番号7、一般個人住宅用地
番号8、資材置場・駐車場用地
以上、件数は8件、合計面積は5, 132㎡で、その内訳は田が2, 642㎡で畑が2, 490㎡ございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、駐車場用地
でございます。

以上、件数は1件、面積は369㎡で、田でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、今回議事参与の制限に該当する案件がございますので、まずその案件を審議し、その後その他の案件を審議したいと思います。
それでは、番号7に関し、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 それでは、番号7の説明を事務局お願いいたします。

事務局 それでは、13ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号7、地区 長野、受人 _____、面積 76, 067㎡、渡人 _____、面積 8, 455㎡、申請地 美里町南長野上原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 629㎡ 外2筆、合計面積 8, 303㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため、耕作困難な渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
番号7について、地元委員の意見を伺います。
番号7地区 長野、説明をお願いいたします。

内藤委員 13番、内藤です。_____委員の案件ということで、私が確認させていただきました。書類上も問題ございませんし、地元推進委員の方も問題ないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。番号7について、委員さんから異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号7について、許可をすることに決定をいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、その他の案件の説明を事務局お願ひします。

事務局 番号1、地区 一身田、受人 _____、面積 16,442㎡、渡人 _____、面積 26,068.50㎡、申請地 一身田平野五反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 737㎡ 外2筆、合計面積 1,594㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 神戸、受人 _____、面積 9,932㎡、渡人 _____、面積 5,021㎡、申請地 半田日下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,399㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 豊津、受人 _____、面積 3,534㎡、渡人 _____、面積 1,000㎡、申請地 河芸町影重里西_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 800㎡ 外1筆、合計面積 1,000㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 豊津、受人 _____、面積 315㎡、渡人 _____、面積 14,149㎡、申請地 河芸町一色石橋_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 175㎡ 外7筆、合計面積 4,700㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 上野、受人 _____、面積 2,083㎡、渡人 _____、面積 4,284㎡、申請地 河芸町上野平田_____、台帳地目・現況地目

とも田、面積 997㎡ 外2筆、合計面積 3,019㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 明、受人 _____、面積 29,657.71㎡、渡人 _____、面積 12,146㎡、申請地 芸濃町林曾武_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,134㎡ 外4筆、合計面積 8,077㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 辰水、受人 _____、面積 17,061㎡、渡人 _____、面積 11,092㎡、申請地 美里町家所大石_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 206㎡。

これにつきましては、受人は、兼業により営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 草生、受人 _____、面積 4,333.61㎡、渡人 _____、面積 363㎡、申請地 安濃町草生歩三田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 198㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区 草生、受人 _____、面積 4,333.61㎡、渡人 _____、面積 1,017㎡、申請地 安濃町草生歩三田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 427㎡ 外2筆、合計面積 1,017㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 草生、受人 _____、面積 952,098㎡、渡人 _____、面積 1,920㎡、申請地 安濃町中川花ノ木_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,920㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号12、地区 村主、受人 _____、面積 952,098㎡、渡人 _____、面積 3,522㎡、申請地 安濃町川西掛田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 826㎡ 外2筆、合計面積 3,522㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、番号7を除き件数は11件、合計面積は27,652㎡、このうち田が25,097㎡、畑で2,555㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1から番号6、番号8から番号12について地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 3番、田村です。2月9日に現地確認を行いました。事務局説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。2月9日に現地確認を行いました。事務局説明通り問題ありませんでした。以上です。

議 長 番号3、番号4、地区 豊津、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。こちらも地元推進委員と現地確認を行いました。問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号6、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。9日に確認させていただきました。事務局説明通りで何も問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号8、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。2月9日に現地確認させていただきました。何も問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号9から番号11、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。2月9日、番号9から番号11、番号12も現地確認いたしました。各地区の推進委員の方も来ていただき、全部問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号6、番号8から番号12について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 神戸、申請者 _____、申請地 神戸西垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 92㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

家屋の建築時に申請地が農地であったことに気付かず、既に住宅用地として利用してしまったという旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、申請者 _____、申請地 産品棕谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 517㎡の内100㎡。

これにつきましては、申請地に先祖を祭るための石碑を建立する用地とするもので、管理用地として、併せて進入路と駐車場を整備する計画となっております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町光明寺東垢部_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 221㎡ 外2筆、合計面積 464㎡。

これにつきましては、申請地を倉庫・住宅用地とするものです。

昭和47年頃に既に倉庫を建設しましたが、建設地が農地であることに気付かなかつたという旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数3件、合計面積は656㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。2月9日に地元推進委員、事務局と3名で現地確認を行いました。何ら問題はありませんでした。番号2、楡形は事務局と私の2名で現地確認いたしました。何ら問題はありませんでした。よろしくをお願いします。

議長 番号3、地区 村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。2月9日に地元推進委員、農業委員、事務局と現地を確認いたしました。何ら問題はありませんでした。よろしくをお願いします。

議長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。
次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願（所有権移転）、について事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 豊津、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 227㎡ 外2筆、合計面積 890㎡。

これにつきましては、平成30年6月に申請され、同年7月18日に許可書を発行した太陽光発電施設用地です。取消の理由としましては、議案第4号に関連し、申請地の買主が変更したことから、取消願いが提出されたものになります。

以上、件数は1件、面積は890㎡で、畑でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 豊津、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。こちらは事務局の説明通り、何ら問題ありませんでした。よろしくをお願いします。

議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第3号については、承認することに決定いたします。</p> <p>次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（所有権移転）、について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町鎌田 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 133㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。</p> <p>平成12年頃から砂利を引き、受人が経営する _____ の駐車場用地として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町大久保 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,715㎡ 外5筆、合計面積 5,772㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、3,209.80㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含め転用面積のおよそ54.6%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 豊津、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町影重浜新田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 227㎡ 外2筆、合計面積 890㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、417.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.8%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町久知野橋爪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,178㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を診療所用地とするものです。</p>

また、許可書の交付は都市計画法第43条の許可と同時となります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕
本巾_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 163 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、448.70 m²、パネルの設置率は、一体利用地を含め
転用面積の42.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町浄
土寺コメガイ_____、台帳地目 畑、現況地目 畑・宅地、面積 463 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人
住宅用地とするものです。

申請地が農地であると気付かず、昭和63年2月に申請地で自宅の増築を行
い、宅地として利用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認し
ようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町田
端上野北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 314 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を山林と
するものです。

昭和50年ごろから、管理を行うことが困難となり、現況に至った旨の始末
書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町田
端上野北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 419 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を山林と
するものです。

昭和50年頃から耕作が放棄され、現在の状況に至った旨の始末書の提出が
ありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町戸
島大川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 555 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置
場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積12, 887 m²、このうち田が4, 896 m²、
畑で7, 991 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚、お願いします。

田村委員 3番、田村です。2月9日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 番号2、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。2月9日に会長、部会長、農業委員、事務局、地元推進委員と現地確認を行いました。何も問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 番号3、地区 豊津、番号4、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。番号3の太陽光発電施設の件は事務局の説明通りで、何ら問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

番号4は_____ですが、排水関係を気にしておりましたが、事業用の浄化槽ということで、上野の水利組合からも理解が得られたそうですので、よろしくお願いいたします。

議長 番号5、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。2月9日に会長、部会長、事務局、私ども農業委員2名と地元推進委員と現地確認いたしました。何も問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 番号6、地区 村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。2月9日に地元推進委員、私ども農業委員、事務局で現地確認を行いました。事務局の説明通りで問題ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 番号7から番号9、地区 明合、お願いします。

海野委員 12番、海野です。2月9日に地元推進委員、支所の担当、2名の農業委員で現地確認を行いました。事務局の説明通りで問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長 番号1から番号9について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 安東、借人 _____、貸人 _____、申請地 安東町東園 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1, 128㎡の内491.91㎡ 外2筆、合計面積 1, 041.39㎡。

これにつきましては、昨年5月17日に許可をいただいた賃貸借権の期間延長に伴う申請となります。借人は、貸人との間に新たに2年間の賃貸借権を設定し、引き続き、申請地で太陽光発電及び風力発電装置による水素発生実証実験の為に太陽光及び風力発電施設用地として一時転用するものです。

なお、農地区分は第1種農地と判断されますが、申請目的が不許可の例外にあたる一時的な利用に供されるもので、事業完了後は原状回復されるものになります。

番号2、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里窪田町花村 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 374㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を駐車場用地とするものです。

現在の事業を行うにあたり、平成13年に農地転用許可を取得した時点で、今回の申請地が漏れており、当該申請に至った旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数2件、合計面積は1, 415.39㎡、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。2月9日は私が現地確認を欠席いたしまして、地元推進

委員と他の地区の推進委員に私の代わりをお願いして、現地確認をしていただきました。その時は会長、事務局とも出席していただいております。推進委員からの報告で問題なしということでした。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。2月9日に、事務局、農業委員、地元推進委員と現地確認させていただきました。事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

議 長 番号1と、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本追上_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 722㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町今徳_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 172㎡ 外1筆、合計面積 498㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安濃、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町安濃室ノ口_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 158㎡ 外1筆、合計面積 233㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地および進入路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,453㎡、このうち田が656㎡、畑で797㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。2月9日に現地確認させていただきました。息子さんの家を建てるとのことでございます。事務局の説明通り、何も問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。2月9日に、地元推進委員、農業委員、事務局と現地を確認させていただきました。何も問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番、海野です。2月9日に地元推進委員、支所の担当と2名の農業委員とで現地確認を行いました。問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第7号 特定農地貸付承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。
議案第7号 特定農地貸付承認申請について、でございます。

番号1、地区 藤水、開設主体 _____、農地所有者 _____、対象農地 藤方米垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 750㎡ 外1筆、合計面積 1,725㎡貸付期間1年間、募集及び選考方法は、一般公募抽選にて決定、1区画当たりの面積および貸付区画数30㎡で38区画、1区

画当たりの貸付料 年額9,000円。

これにつきましては、農地を借りる法人が、主体となって行う市民農園の開設で、特定農地貸付の承認申請でございます。

市民農園の適切な管理運営及び周辺農地に対する被害防除等について定めた津市長との貸付協定、利用者への貸付条件等を定めた貸付規程などが添付されており、その内容につきまして、農地の位置及び規模、利用者の募集・選考の方法、貸付の条件等は適切で、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に規定される承認の要件を満たしていると考えます。

以上、件数は1件、面積は1,725㎡、畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 藤水、願います。

村澤委員 5番、村澤です。事務局の説明通りで問題ありません。よろしく願います。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、承認することに決定いたします。
次に議案第8号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。
議案第8号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 栗真、願出者 _____、申請地 栗真小川町山脇_____、
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 191㎡。

これにつきましては、平成10年11月16日に撮影された航空写真により、既に山林化していることが確認できました。

また、申請地については昭和40年頃から次第に耕作をしなくなったことで山林に至るとの旨の記載があり、現地確認にて航空写真と相違ないことが確認できたことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町妙法寺川原田_____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 842㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書に、申請地で平成6

年に最初の倉庫を建築し、平成13年に追加で倉庫を建築した内容の記載があり、現地確認にて固定資産課税台帳記載事項証明書と相違ないことが確認できたことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件で、合計面積は1,033㎡、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番、坂野です。2月9日に地元推進委員と現地確認いたしました。現地の状況は、航空写真から20年以上農地として利用されていないことを確認いたしましたので、差し支えないと思います。以上です。

議 長 番号2、地区 村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。2月9日に農業委員と地元推進委員と現場を確認させていただきました。倉庫が建っておりました。問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号1と、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、証明することに決定いたします。

議 長 次に別冊でお配りしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で107,391㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,784㎡、契約件数は30件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で39,005㎡、契約件数は12件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で52,465㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,461㎡契約件数は14件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,115㎡、畑の使用貸借で1,970㎡契約件数は5件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で6,024㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて213,000㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で8,215㎡、合計契約件数は63件、合計面積は221,215㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区21件、河芸地区10件、安濃地区9件、芸濃地区4件で、合計44件、合計面積は154,580㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で69.8%、面積で69.9%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は53番になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号7番についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第9号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第2回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

上記は、第2回第1農地部会の議事を記録したものである。

令和4年2月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____